

小田原市監査委員公表第 8 号

令和 7 年 1 月 26 日付け小田原市監査委員公表第 7 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 8 年 2 月 26 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>補助金交付申請書と収支予算書の金額に若干の差異（1 千円）があった。また、実績報告書に添付された資料についても、金額や事業名に誤りが見受けられるなど一部適切でないものがあった。</p> <p>いずれも補助金額に直接影響するものではなかったが、市は、補助金額の決定及び確定に当たり、正確な資料を提出させて審査する必要がある。</p>	<p>金額の差異については、小田原市社会福祉協議会（以下「社協」）予算の人件費の細目ごとの端数処理と、市補助金の申請に係る運営費の全体算定の端数処理との相違によるものと口頭で説明を受け、申請書等を受理し交付決定を行っていたものであるが、令和 8 年度予算編成時から、端数処理に係る調整を事前実施し、当該相違が生じることがないよう、改善を依頼した。</p> <p>また、市補助金の地域福祉推進事業の「ふらっと城山」管理業務事業費に係る市と社協の取扱区分の相違については、当該事業の人件費の取扱いを市は事業費として、社協は人件費として扱っていたことにより、</p>

		<p>不明確となっていた。そこで、令和8年度の補助金から、市が当該事業の person 費相当額を運営費に区分して計上するように改めることとした。</p> <p>(別紙略)</p> <p>事業名等の過誤については、今後は、実績報告書の提出時に、社協による説明と当該資料の確認作業を実施し、改めて正確な審査の実施に努めることとする。</p>
2	<p>補助金の効果測定にかかる指標については、地域福祉推進事業のみ設定されているが、補助金の大部分は、小田原市社会福祉協議会全体の活動（市からの受託事業及び介護サービスセンター事業を除く。）の person 費に充てられている。小田原市社会福祉協議会全体の活動の指標化が難しいということは理解できるが、全体の活動の効果を検証できる指標の設定について改めて検討することも必要と考える。</p> <p>また、地域福祉推進事業の指標は、活動指標のみであり、その目標値は令和5年度から7年度まで全て同一であった。現在、第4期地域福祉活動計画の期間中であることから同一にしたとのことであるが、年度ごとの状況を反映させて年次目標を</p>	<p>補助金の大部分を占める運営費は、社協職員の person 費に充てられることから運営費（person 費）に対する評価指標の設定は非常に難しいものと認識している。</p> <p>一方で、社協補助金全体の目的が地域福祉の増進という観点からすれば、地域福祉活動支援の担当者等による地域福祉活動推進事業の活動等の指標が全体の活動の指標とも考えられる。</p> <p>いずれにしても、全体の活動の効果を検証できる指標の設定について、社協と協議の上、検討を進めていくこととする。</p> <p>年次ごとの目標設定については、令和8年度に市の地域福祉計画、社協の地域福祉活動計画の策定（令和9～13年度の計画期間）を予定して</p>

<p>設定することや、成果指標の設定も必要と考える。</p> <p>なお、市の補助対象となる地域福祉推進事業は、主として 26 地区社会福祉協議会への補助金の交付とふらっと城山管理事業であるが、今後市と小田原市社会福祉協議会が連携を取りながら、補助対象事業全体について適切な事業評価や事業の見直し等を行い、地域福祉の向上が図られることを期待する。</p>	<p>おり、計画・活動計画の内容に合わせ、目標値の設定を行うことを想定しており、それらを踏まえながら、市補助金に係る年度ごとの目標値設定について検討を進めていくこととする。</p>
---	--